

別表第1（第19条関係）（新）

種 目	基準額 (円)	耐用年数	対 象 者	
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊寝台	154,000	8	身体障害者手帳に下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者 難病患者等で寝たきりの状態にある者
	特殊マット	19,600	5	身体障害者手帳に下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者又は重度の知的障害若しくは難病患者等で寝たきりの状態にある者
	特殊尿器	67,000	5	身体障害者手帳に下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者 難病患者等で自力で排尿できない者
	入浴担架	82,400	5	身体障害者手帳に下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者
	体位変換器	15,000	5	身体障害者手帳に下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者 難病患者等で寝たきりの状態にある者
	移動用リフト	159,000	4	身体障害者手帳に下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者
	訓練いす（身体障害児・知的障害児のみ）	33,100	5	身体障害者手帳に下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者
	訓練用ベッド	159,200	8	障害の程度が2級以上であるものとして記載されている身体障害児、知的障害児並びに難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者

自立生活支援用具	入浴補助用具	90,000	8	身体障害者手帳に下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者 難病患者等で入浴に介助を要する者
	便器	4,450	8	身体障害者手帳に下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者 難病患者等で常時介護を要する者
		5,400 (便器に手すりをつけた場合)	8	難病患者等で常時介護を要する者
	T字状・棒状のつえ	5,300	3	平衡機能又は下肢機能若しくは体幹機能障害3級以上の者
	移動・移乗支援用具	60,000	8	機能障害3級以上の者
	歩行支援用具(手すり、スロープ等)	60,000	1回のみ	難病患者等で下肢が不自由な者
	頭部保護帽	36,750	3	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有する者、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者・精神障害者
	特殊便器	151,200	8	身体障害者手帳に上肢の機能障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者又は重度の知的障害若しくは難病患者等で上肢機能に障害のある者
	火災警報器	15,500	8	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な者(障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)
	自動消火器	28,700	8	障害種別に関わらず火災発生の感知・避難が困難な者(障害者、難病患者等のみの世帯及びこれに準じる世帯)
	電磁調理器	41,000	6	身体障害者手帳に視覚の機能障害の程度が2級であるものとして記載されている者又は重度の知的障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯

	歩行時間延長信号機用 小型送信機	7,000	10	身体障害者手帳に視覚の機能障害の 程度が2級であるものとして記載さ れている者（視覚障害者のみの世帯 及びこれに準じる世帯で日常生活上 必要と認められる世帯）
	聴覚障害者用屋内信号 装置	87,400	10	身体障害者手帳に聴覚の機能障害の 程度が2級であるものとして記載さ れている者（聴覚障害者のみの世帯 及びこれに準じる世帯で日常生活上 必要と認められる世帯）
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	透析液加温器	51,500	5	身体障害者手帳に腎臓の機能障害の 程度が3級以上であるものとして記 載されている者であって、自己連続 携行式腹膜灌流法（CAPD）によ る透析療法を行う者
	ネブライザー（吸入器）	36,000	5	呼吸器機能障害3級以上又は同程度 （3級以上）の身体障害者であって、 必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害のあ る者
	電気式たん吸引器	56,400	5	呼吸器機能障害3級以上又は同程度 （3級以上）の身体障害者であって、 必要と認められる者 難病患者等で呼吸器機能に障害のあ る者
	酸素ボンベ運搬車	17,000	10	医療保険における在宅酸素療法を行 う者
	動脈血中酸素飽和度測 定器（パルスオキシメー ター）	50,000	5	呼吸器機能若しくは心臓機能障害3 級以上又は同程度の身体障害者であ って、必要と認められる者
		157,500	5	難病患者等で人工呼吸器の装着が必 要な者
	盲人用体温計（音声式）	9,000	5	視覚障害2級以上の者のみの世帯及 びこれに準ずる世帯
	盲人用血圧計（音声式）	15,000	5	
盲人用体重計	18,000	5		

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	98,900	5	音声機能若しくは言語機能障害3級以上の者又は肢体不自由4級以上であって、音声機能若しくは言語機能障害4級以上の者
	情報・通信支援用具 ※ 1	100,000	6	上肢障害2級以上、視覚障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難な者に限る。)
	点字ディスプレイ	383,500	6	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であって、必要と認められる者
	点字器	10,400	7	身体障害者手帳に視覚の機能障害の程度が2級以上であるものとして記載されている者
	点字タイプライター	63,100	5	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	89,800	6	
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	99,800	6	
	盲人用時計	13,300	10	
	視覚障害者用拡大読書器	198,000	8	視覚障害者であって本装置により文字等を読むことが可能となる学齢児以上の者
	聴覚障害者用通信装置	128,000	5	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(聴覚又は音声・言語機能障害3級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	聴覚障害者用情報受信装置	88,900	5	
	人工喉頭	70,100	5	喉頭摘出者
	福祉電話(貸与)	83,300	なし	難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)

	ファックス（貸与）	7,700	なし	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）
	視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用）	1,030,000	なし	主に、情報の入手を点字によつてゐる視覚障害者
	点字図書		なし	
	人工内耳体外装置	500,000	5	聴覚障害で、人工内耳装用後耐用年数を経過している者
	人工内耳用電池（充電器を含み、両耳装用者は両耳分とする。）	空気電池 1月分 2,000 専用充電池 7,650 専用充電器 12,600		聴覚障害で、人工内耳を装用している者
排泄管 理支 援用 具	ストーマ装具 ※2		なし	ストーマ造設者
	消化器系	9,000		
	尿路系	12,000		
	紙おむつ等（3歳以上） （紙おむつ、洗腸装具、サラシ、ガーゼ等衛生用品）	12,000		高度の排便機能障害者、脳原性運動機能障害者であつて意思表示困難者
	収尿器（男性用） （女性用）	7,700 8,500	1	高度の排尿機能障害者
住宅 改 修 費	居宅生活動作補助用具	400,000	1回のみ	身体障害者手帳に下肢機能又は体幹機能に係る障害の程度が3級以上であるものとして記載されている者 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある者

※1 情報・通信支援用具とは、障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器又はアプリケーションソフトをいう。

※2 基準額は、1か所あたりの皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものを含む月額であり、一度に申請できる月数は6か月までとする。